



## 「医療費のお知らせ」(医療費通知) について

余市町国民健康保険では、年5回、1～3ヶ月分の医療機関を受診した医療費の総額が掲載されている「医療費のお知らせ」を世帯にお送りしています。

これは、健康に対する認識を深め、医療機関にてお支払いした自己負担分を除いた医療費が、国保制度から支払われていることを理解することで、国保制度の健全な運営に資することを目的としています。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

### ■確定申告での使用について

所得税の医療費控除について、平成29年分の確定申告から「医療費のお知らせ」を使用できるようになりました。確定申告の手続等については、税務署に問合わせください。

また、以下の点にご注意ください。

- ・医療機関の請求遅れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- ・「医療費のお知らせ」は再発行できないため、医療費控除の明細書として使用する場合には、大切に保管してください。

なお、10月、11月診療分の「医療費のお知らせ」は2月上旬ごろ、12月診療分は3月上旬ごろに発送となります。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



## 要介護認定を受けている方の税の申告～障害者控除と医療費控除～

所得税や住民税の申告の際、以下の要件を満たしている場合、それぞれ控除を受けることができます。

### 障害者控除について

- 身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方** ⇒『障害者控除』の対象となります。
- 上記の手帳をお持ちではない方** ⇒身体状況等が一定の条件<sup>※1</sup>に該当する方も、町で発行する「障害者控除対象者認定書」の交付により『障害者控除』の対象となります。

※1 身体状況等の一定の条件：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体障害者または知的障害者の障害程度の判定基準と同程度の障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度の状態が確認できること。

### おむつ代医療費控除について

- 初めの方**＝主治医発行の「おむつ使用証明書」により『医療費控除』を受けることができます。
- 2年目以降**＝身体状況等が一定の条件<sup>※2</sup>に該当する方のみ、町で発行する「おむつ代医療費控除に係る確認書」の交付により『医療費控除』の対象となります。

※2 身体状況等の一定の条件：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書に“寝たきり状態”かつ“おむつを要する状態”の記載が確認できること。

詳細等ご不明な点は問合わせください。

申請・問合せ 保険課 介護認定グループ ☎21-2119